

### 3. 計画の目標と施策の展開



夜明け前の茶畑（撮影場所：入曽の茶畑）

### 3. 計画の目標と施策の展開

#### (1) 狭山市の望ましい環境イメージ

1998(平成 10)年に策定した「狭山市環境基本計画」では、長期的な目標として、狭山市の望ましい環境イメージを掲げており、「第2次狭山市環境基本計画」に引き続き、本計画においても、狭山市の望ましい環境イメージとして「みどりを友とし地球にやさしい都市・さやま」を継承していきます。

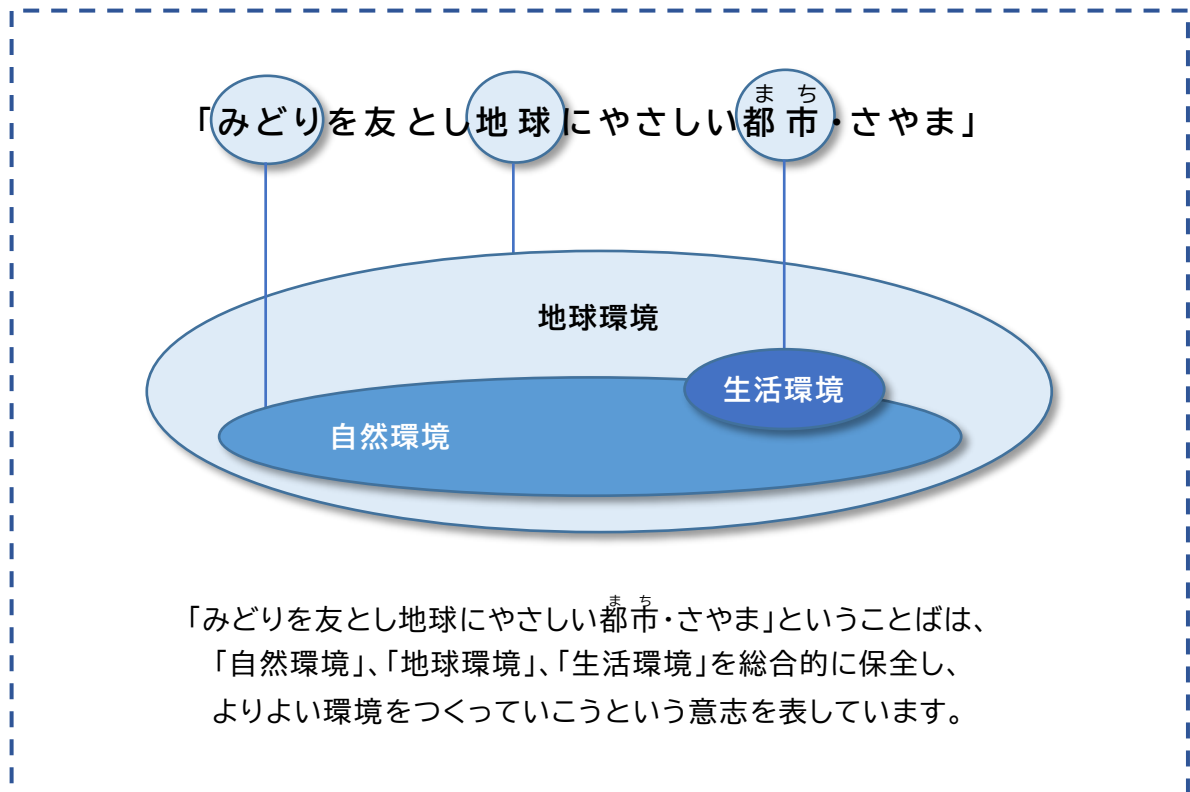
#### 狭山市の望ましい環境イメージ

みどりを友とし地球にやさしい<sup>まち</sup>都市・さやま

「みどりを友とし」:入間川、雑木林、茶畑等に代表される狭山のみどりの保全を優先し、自然とのふれあいを大切にします。

「地球にやさしい」:地球温暖化をはじめ深刻化する地球環境問題に対して、地域でできる取り組みを積極的に推し進めます。

「<sup>まち</sup>都市・さやま」:子どもから高齢者まで市民の誰もが、気持ちよく、安心して暮らせるまちづくりを推進します。



## (2) 基本目標

望ましい環境イメージ「みどりを友とし地球にやさしい都市・さやま」を実現するため、5つの基本目標を掲げます。

基本目標1に掲げる「ゼロカーボンシティ」とは、環境省が「2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが公表した自治体」としています。本市は、2021（令和3）年に「埼玉県西部地域まちづくり協議会」において「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明しており、その実現を目指します。

### 基本目標 1 ゼロカーボンシティの実現

省エネルギー化を進め、再生可能エネルギーを活用することにより脱炭素なまちをつくろう

### 基本目標 2 人と自然との共生

多くの生き物がすみ、生き物とのふれあいの得られる水と緑を守ろう  
いつでもどこでも水や緑の魅力を感じ、気持ちよく暮らせるまちをつくろう

### 基本目標 3 循環型社会の形成

限りある資源を大事にし、資源が循環するまちをつくろう

### 基本目標 4 住みよいまちづくり

きれいな空気と水と土壌が保たれた、安全・安心で快適に暮らせるまちをつくろう

### 基本目標 5 環境保全への主体的参加

環境について学び、毎日の生活の中から環境保全に取り組む市民になろう  
狭山の環境について知り、伝えていく、環境情報の交流が盛んなまちをつくろう

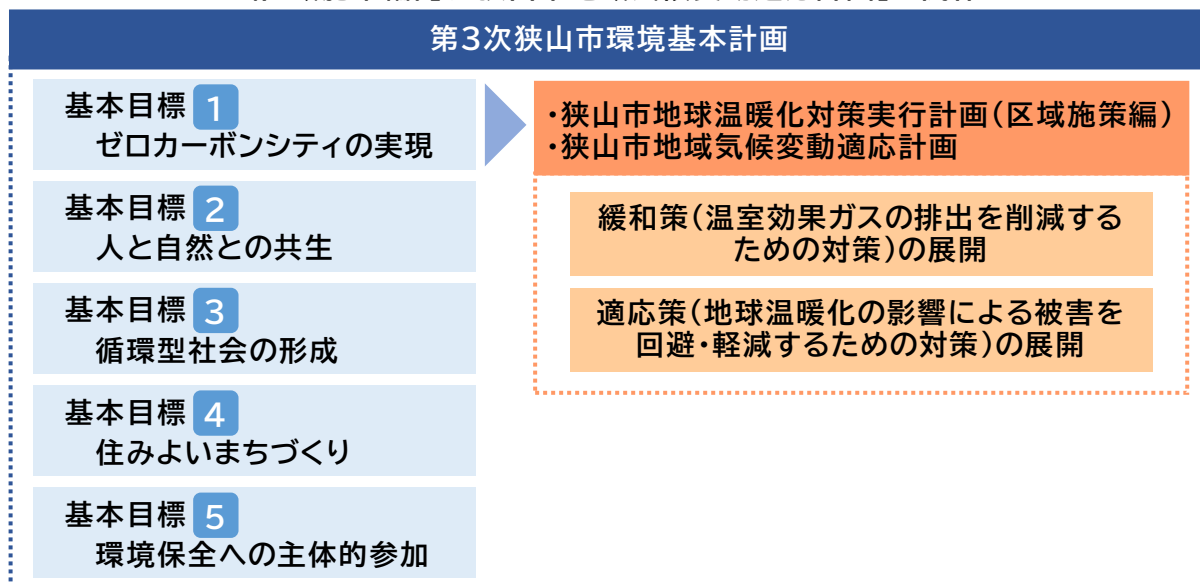
### (3) 目標の実現に向けた施策の展開

#### 施策体系


















基本目標	施策の基本方針	施策	
みどりを友とし地球にやさしい都市・さやま	1 ゼロカーボン シティの実現	(1) 脱炭素社会の実現 へ向けた挑戦	(1)-1 再生可能エネルギーの普及 ★重点 (1)-2 省エネルギー化の推進 ★重点
		(2) 気候変動への適応	(2)-1 適応策の推進 ★重点
	※重点施策として、具体的な取り組み内容は、「4.狭山市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)及び地域気候変動適応計画」(p.47)に記載しています。		
	2 人と自然との共生	(3) 自然環境の保全と 生物多様性の維持	(3)-1 緑地・雑木林の保全 (3)-2 生き物とのふれあいの促進
		(4) 水と緑のネットワーク の形成	(4)-1 身近な緑の保全・創出 (4)-2 良好な水環境の形成
	3 循環型社会の形成	(5) 資源の循環・有効活用	(5)-1 ごみの減量とリサイクルの推進 (5)-2 食品ロスの削減
		(6) ごみの適正処理	(6)-1 適正処理の推進 (6)-2 災害廃棄物の処理体制の充実
	4 住みよ まちづくり	(7) 安全・快適な生活環境 の形成	(7)-1 公害防止対策の推進 (7)-2 快適なまちづくりの推進
	5 環境保全への 主体的参加	(8) 環境学習の推進と 環境保全活動の実践	(8)-1 環境学習の推進 (8)-2 多様な主体の協働
(9) 環境情報の整備		(9)-1 正しい環境情報の収集と提供	

温室効果ガス排出量の削減及び気候変動への適応を重点的に推進するため、「狭山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「狭山市地域気候変動適応計画」に基づき、緩和策及び適応策に取り組みます。

「第3次狭山市環境基本計画」及び「狭山市地球温暖化対策実行計画  
(区域施策編)」、「狭山市地域気候変動適応計画」の関係



各施策とSDGsのゴールの対応表

SDGs ゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
																	
第3次狭山市環境基本計画		●	●	●		●	●		●		●	●	●	●	●		●
1 ゼロカーボンシティの実現		●					●		●		●	●	●		●		●
(1)脱炭素社会の実現に向けた挑戦							●		●		●	●	●		●		●
(1)-1 再生可能エネルギーの普及							●		●		●	●	●				●
(1)-2 省エネルギー化の推進							●		●		●	●	●		●		●
(2)気候変動への適応		●							●		●		●				●
(2)-1 適応策の推進		●							●		●		●				●
2 人と自然との共生		●									●	●	●	●	●		●
(3)自然環境の保全と生物多様性の維持											●	●	●		●		●
(3)-1 緑地・雑木林の保全											●	●	●		●		●
(3)-2 生き物とのふれあいの促進												●			●		●
(4)水と緑のネットワークの形成		●									●	●	●	●	●		●
(4)-1 身近な緑の保全・創出		●									●	●	●	●	●		●
(4)-2 良好な水環境の形成												●		●			●
3 循環型社会の形成		●		●			●		●		●	●	●	●	●		●
(5)資源の循環・有効活用		●		●			●		●		●	●	●	●			●
(5)-1 ごみの減量とリサイクルの推進		●		●			●		●		●	●	●	●			●
(5)-2 食品ロスの削減		●									●	●	●				●
(6)ごみの適正処理							●				●	●	●	●	●		●
(6)-1 適正処理の推進							●				●	●	●	●	●		●
(6)-2 災害廃棄物の処理体制の充実											●		●	●			●
4 住みよいまちづくり			●			●					●			●			●
(7)安全・快適な生活環境の形成			●			●					●			●			●
(7)-1 公害防止対策の推進			●			●					●			●			●
(7)-2 快適なまちづくりの推進						●					●			●			●
5 環境保全への主体的参加				●			●		●		●	●	●	●	●		●
(8)環境学習の推進と環境保全活動の実践				●			●		●		●	●	●	●	●		●
(8)-1 環境学習の推進				●			●					●	●	●	●		●
(8)-2 多様な主体の協働									●		●	●	●				●
(9)環境情報の整備				●			●		●			●	●	●	●		●
(9)-1 正しい環境情報の収集と提供				●			●		●			●	●	●	●		●

## SDGs 17のゴールの概要

	<p><b>1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p><b>2 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p><b>12 つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p><b>4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p><b>14 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p><b>15 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p><b>16 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p><b>8 働きがいも 経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>		<p><b>17 パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

## 基本目標 1 ゼロカーボンシティの実現

省エネルギー化を進め、再生可能エネルギーを活用することにより脱炭素なまちをつくろう

### ■施策の方向性

2050(令和 32)年における「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、日々の生活や事業活動による環境負荷を低減するため、市民・事業者及び市が協働して再生可能エネルギーの普及、省エネルギー化を図ります。

また、気候変動による環境、経済、社会的な影響を把握・低減し、安全・安心して暮らせるまちをつくるため、農業、生態系、防災、健康等の各分野に係る関連部署や近隣市と連携して適応策を推進します。

### ■総合指標

総合指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
市域の温室効果ガス排出量	(2013年度) (基準年度) 1,064千t-CO <sub>2</sub>  (2017年度) 1,120千t-CO <sub>2</sub>	(2030年度) 533千t-CO <sub>2</sub>
[新]公共交通機関の満足度※1	39.0 %	50.0 %
[新]自然災害(水害など)からの安全性満足度※1	53.3 %	60.0 %

※1 市民アンケートにより把握します。

## 施策の基本方針(1) 脱炭素社会の実現へ向けた挑戦

### ■現状と課題

ゼロカーボンシティの実現に向けて、市域の温室効果ガス排出量の約4割を占める産業部門を中心に、市民・事業者及び市が温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいく必要があります。

公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入を進め、市が率先して地球温暖化対策に取り組むとともに、市民・事業者に対する補助制度の充実や情報提供を行い、省エネ型住宅・建築物の普及を図ることが必要です。

日々の生活や事業活動の中でできる省エネ・省資源行動を普及し、環境意識の向上を図る必要があります。

市内循環バスの利用者数は減少傾向ですが、環境負荷の少ない交通の普及のため、利便性の向上及び交通不便地域の解消に取り組む必要があります。



## 施策(1)-1 再生可能エネルギーの普及 ★重点施策

### ■取り組み

ゼロカーボンシティの実現に向けて、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの利用推進及び二酸化炭素排出量がより少ないエネルギーへの転換を普及・促進します。なお、重点的に取り組む施策として、「狭山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(p.47)に基づき効果的に取り組みを推進します。

### (1)-1-1 再生可能エネルギーの活用

※具体的な取り組み内容は、p.66 以降に記載しています。

### ■個別指標

個別指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
[新]民間事業者との協働による再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置事業数	—	5事業
公共施設等における太陽光発電容量(累計)	471 kW	1,000 kW

### ■関連する SDGs のゴール

- ゴール7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



## 施策(1)-2 省エネルギー化の推進 ★重点施策

### ■取り組み

省エネルギー化は、市民・事業者の一人一人が日常の生活・事業活動ですぐに取り組めるものから長期的な視点を持って進めるものまで幅広くあり、これらの取り組みを複合的に織り交ぜながら推進していきます。また、市民が利用しやすい公共交通体系の充実及びその利用促進や電動車の普及等の環境にやさしい社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。なお、重点的に取り組む施策として、「狭山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(p.47)に基づき効果的に取り組みを推進します。

- (1)-2-1 省エネルギー建築の普及
- (1)-2-2 省エネルギー行動の普及促進
- (1)-2-3 徒歩や自転車利用環境の整備
- (1)-2-4 公共交通の利用促進
- (1)-2-5 電動車の普及
- (1)-2-6 グリーン調達の推進
- (1)-2-7 吸収源の活用
- (1)-2-8 人材の育成
- (1)-2-9 協働による緩和策の推進

※具体的な取り組み内容は、p.66 以降に記載しています。

### ■個別指標

個別指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
エコライフ DAY 参加者数	30,273 人	36,000 人
市内循環バスの年間利用者数 <sup>※1</sup>	(2019年度) 69,493 人	74,600 人
[新]電気自動車*・燃料電池自動車*導入への補助件数(累計) <sup>※2</sup>	(2021年度) 4 件	100 件
公用車の電動車 <sup>※3</sup> 導入台数	8 台	20 台
[新]公共施設における充電スタンドの設置数	—	5 基
市役所で使用する物品のグリーン購入*率	94.3 %	95 %

※1 2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年より少数となったため、2019(令和元)年度の実績を現状値としています。

※2 電気自動車・燃料電池自動車の導入補助事業は、2021(令和3)年度開始事業であるため、2021(令和3)年度の見込み補助件数を現状値としています。

※3 電気自動車(EV)、ハイブリッド自動車(HEV)\*、プラグインハイブリッド自動車(PHV)\*、燃料電池自動車(FCV)。

### ■関連する SDGs のゴール

- ゴール7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール15 陸の豊かさも守ろう
- ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



## 施策の基本方針(2) 気候変動への適応

### ■現状と課題

近年、気候変動の進行により、本市においても、農作物への生育障害や大雨による浸水被害等の発生、気温上昇やヒートアイランドの進行による熱ストレスの増大等の影響が懸念されます。農業、生態系、防災、健康等の各分野において、気候変動の影響を把握し、回避・軽減するための市民・事業所と協働した適応策の推進が必要です。

### 施策(2)-1 適応策の推進 ★重点施策

#### ■取り組み

本市における気候変動の現状・予測を整理し、各分野における気候変動の影響の把握及び軽減に努めます。また、気候変動に伴う影響や適応策について、市民や事業者に正しい情報を提供し、理解の促進並びに意識の向上を図ります。なお、重点的に取り組む施策として、「狭山市地域気候変動適応計画」(p.47)に基づき効果的に取り組みを推進します。

#### (2)-1-1 農業分野における適応策

#### (2)-1-2 水環境・水資源分野における適応策

#### (2)-1-3 自然生態系分野における適応策

#### (2)-1-4 自然災害分野における適応策

#### (2)-1-5 健康分野における適応策

#### (2)-1-6 産業・経済活動分野における適応策

#### (2)-1-7 市民生活・都市生活分野における適応策

#### (2)-1-8 分野横断的適応策

※具体的な取り組み内容は、p.72 以降に記載しています。

#### ■個別指標

個別指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
雨水貯留浸透施設の設置補助件数(累計)	840基	1,367基

#### ■関連するSDGsのゴール

- ゴール2 飢餓をゼロに
- ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



## 基本目標 2 人と自然との共生

多くの生き物がすみ、生き物とのふれあいの得られる水と緑を守ろう  
いつでもどこでも水や緑の魅力を感じ、気持ちよく暮らせるまちをつくろう

### ■施策の方向性

入間川左岸の斜面緑地や市南部の農地と一体となったまとまりのある雑木林といった市内に残る重要な緑地を保全するとともに、これらの樹林が多様な公益的機能を発揮するよう、市民参加による適切な管理を行い、雑木林の質の向上、市民の生き物とのふれあいの場としての活用を進めます。

まとまりのある雑木林と農地を保全するとともに、市街地内の民有地や公共施設の緑化、公園緑地の整備を通じて、身近な緑の保全・創出に取り組みます。また、都市にうるおいを与える資源として、入間川、不老川や水路の良好な水環境を保全し、市街地内の緑と川をつなぐことで、まち全体の水と緑のネットワーク形成を図ります。

### ■総合指標

総合指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
自然の豊かさ満足度※1	67.0 %	70.0 %
生き物とのふれあい満足度※1	38.6 %	50.0 %
農業や土とのふれあい満足度※1	40.1 %	55.0 %
公園の利用しやすさ満足度※1	47.6 %	64.0 %

※1 市民アンケートにより把握します。

## 施策の基本方針(3) 自然環境の保全と生物多様性の維持

### ■現状と課題

緑地の公有地化や地域制緑地等の指定等により緑地の保全を図っていますが、開発等により緑地面積は減少しています。引き続き市内のまとまった雑木林の緑地指定や緑のトラスト\*保全第9号地周辺を含む、ふるさとの緑の景観地\*内等の緑地について公有地化を進めるなどの緑地の確保及び保全を行うとともに、樹林が多様な公益的機能を発揮するよう、適切な管理・保全を推進することが求められています。

外来生物の増加による固有種の減少や樹木の食害、立ち枯れ被害がみられており、市民や団体等と協働して外来生物を適切に防除し、生物多様性の保全を図る必要があります。

## 施策(3)-1 緑地・雑木林の保全

### ■取り組み

#### (3)-1-1 地域性緑地\*等の保全・継承

- 環境保全や景観の面で重要な特別緑地保全地区を引き続き保全します。
- 埼玉県条例に基づく「ふるさとの緑の景観地」は、県・地権者と、狭山市ふれあい緑地指定要綱に基づく「ふれあい緑地\*」は、地権者と連携して保全に努めます。
- 貴重な緑地を継承していくため、今後も保全に努めるとともに、保全する必要性が特に高い雑木林は、埼玉県の制度の活用によって公有地化を進めます。
- 「みどりの基金」について市民への周知を進め、協力を募るとともに、基金の拡充と効果的な活用に取り組みます。

#### (3)-1-2 適切な利用と管理による生物多様性の保全

- 市南部の大規模な雑木林、市中央部の入間川及びその河川敷、市北部の入間川左岸の斜面緑地は、動植物が生息する地域であるため、保全に努めます。
- 市内に生育、生息する動植物と周辺の自然環境を把握し、生物多様性の保全のための施策や事業の基礎資料とするほか、自然や生き物とのふれあいの機会に活用します。
- 市民や団体と連携して、外来生物の適切な防除を推進するとともに、外来生物の分布状況の基礎調査や情報収集を行い、情報提供に努めます。
- 三富地域農業振興協議会において、雑木林を農用林として活用し、落ち葉堆肥を利用した循環型農業を保全します。
- 県条例に基づく「ふるさとの緑の景観地」は、県と地権者による管理協定締結を推進します。

### ■個別指標

個別指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
緑地面積	1,868.6 ha	1,868.6 ha
ふるさとの緑の景観地指定面積	127.95 ha	127.95 ha
みどりの基金活用額(累計)	899.4 百万円	1,000 百万円
市民参加で管理している雑木林箇所数	5 件	6 件

### ■関連する SDGs のゴール

- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール15 陸の豊かさを守ろう
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



## 施策(3)-2 生き物とのふれあいの促進

### ■取り組み

#### (3)-2-1 智光山公園、堀兼・上赤坂公園の活用

- 智光山公園においては、豊かな自然を活かした自然生態観察園を中心に、自然環境の保全や人と自然とのかかわり方について、市民への普及啓発を行うとともに、都市緑化植物園においては、緑の自然について学習する場として活用します。
- 堀兼・上赤坂公園は、周辺の大規模な雑木林と一体となった市南部の緑の拠点の公園です。堀兼・上赤坂公園及びその周辺の雑木林をフィールドとして、公園を利用した展示会や講座、雑木林の管理体験イベントを行い、体験学習の場として活用します。

#### (3)-2-2 ふれあいの場の整備・機会の提供

- 市街地やその周辺に残された雑木林のうち、市民の憩いの場にふさわしいものは、民有林を「ふれあい緑地」や「市民緑地」として保全し、良好な維持管理のもと市民へ提供します。
- 雑木林の保全を推進するため、市民や団体の活動を引き続き支援します。

### ■個別指標

個別指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
ふれあい緑地指定面積	1.89 ha	2.10 ha
市民緑地指定面積	0.63 ha	0.63 ha
智光山公園における環境イベント参加者数※	(2019年度) 2,844人	3,840人

※ 2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年より少数となったため、2019(令和元)年度の実績を現状値としています。

### ■関連するSDGsのゴール

- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール15 陸の豊かさも守ろう
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



## 施策の基本方針(4) 水と緑のネットワークの形成

### ■現状と課題

公園緑地の充実や整備・管理を推進しており、市民一人あたりの都市公園等の面積は、徐々に増加しています。しかしながら、民有地における緑地は、開発や相続の問題により減少傾向にあります。そのため、緑の創出や緑地の健全な管理がなされるよう、支援や普及啓発を行う必要があります。また、農地の有効活用を促進し、農地を保全するとともに、土や緑とのふれあいの場とすることが必要です。

入間川や不老川、水路の良好な水環境の形成を図り、市民が水とふれあう憩いの空間の創出、河川における生物多様性の保全の推進が必要です。また、市街地内の小さな緑地・街路樹及び水路をつなぐことで水と緑のネットワークを形成し、都市の生態系の保全や景観の向上へ発展させていく必要があります。

### 施策(4)-1 身近な緑の保全・創出

#### ■取り組み

##### (4)-1-1 市街地内の樹林地の保全

- 身近にある良好な自然環境を守るため、保存樹木を指定し、保全します。
- 民有地の緑地が健全に管理されるよう、市民への普及啓発を行います。

##### (4)-1-2 公園緑地の整備・管理

- 「第2次狭山市緑の基本計画」に基づき、引き続き公園緑地の整備と緑化の推進に関する諸施策を総合的に推進します。
- 大規模開発が行われる場合は、開発許可基準及び宅地開発指導要綱に基づき、公園または緑地の設置を指導します。
- 公園の利用形態の多様化に対応するため、地域の意見を尊重した公園施設の整備方法を検討します。
- 公園の管理にあたっては、多様化する公園の在り方に照らし、安全で快適な公園を維持するため、市民や団体との協働による公園管理を推進するとともに、市民の地元への愛着を育みます。

##### (4)-1-3 公共施設及び民有地の緑化の推進

- 地域のコミュニティ拠点であり、防災拠点としても重要な学校では、花木のメンテナンス(枝打ち、落ち葉の処理等)にかかる手間やコストも考慮し、長期的展望に立った施設の緑化に取り組みます。
- 公園や公共施設では、安全安心に利用できるよう、引き続き職員の定期的な巡回や市民や自治会との連携により、早期に樹木剪定や伐採を実施します。
- 公共施設の建て替えにあたっては、宅地開発指導要綱基準以上の緑化に努め、民有地の緑化のモデルとなるような質の高い緑化を行います。また、可能な施設においては、屋上緑化や壁面緑化に努めます。

- 苗木の配布、緑化に関する相談・指導を通じて、市民の緑化意識の向上と緑化技術の普及を図り、民有地の緑化を推進します。

#### (4)-1-4 環境保全型農業の普及

- 国の環境保全型農業直接支払交付金事業の活用や埼玉県エコ農業推進戦略と連携して、環境保全型農業に取り組む農業者や農薬や化学肥料の使用を抑えた特別栽培農作物の生産者を支援し、安全で安心な農産物の安定供給を促進します。
- 営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)\*の情報提供を行います。

#### (4)-1-5 農地の保全及び農業の振興

- 埼玉県と連携して農地の利用集積を進めるとともに、新規就農者や後継者の育成を支援し、耕作放棄地の解消に取り組みます。
- 埼玉県と連携し、ロボット、AI\*、IoT\*等の先端技術を活用したスマート農業の普及・推進を図ります。
- 各種イベントや農産物直売所において、安全で安心な地場農産物のPRや地産地消による利用拡大を通じ、農地の保全と農業の振興を図ります。

### ■個別指標

個別指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
保存樹木数	154本	154本
市民一人あたりの都市公園等の面積	10.33 m <sup>2</sup> /人	10.79 m <sup>2</sup> /人
農地の利用集積面積(累計)	52 ha	63 ha
[新]スマート農業導入農家数	3経営体	10経営体

### ■関連するSDGsのゴール

- ゴール2 飢餓をゼロに
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール14 海の豊かさを守ろう
- ゴール15 陸の豊かさを守ろう
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう





## 施策(4)-2 良好な水環境の形成

---

### ■取り組み

#### (4)-2-1 河川における生物多様性の保全

- 入間川、不老川に生息する水生生物について、環境講座のテーマとするとともに、市民と連携して河川における生物多様性を保全します。
- 生物多様性に配慮し、在来生態系への影響を軽減するため、入間川の河川敷等に繁茂するアレチウリ等の特定外来種の駆除や外来種に関する情報提供を推進します。

#### (4)-2-2 川とのふれあい、水資源地域との交流の促進

- 入間川河川敷の公園整備や川を活用した事業を行い、市民が川に集い、ふれあう憩いの空間として有効活用します。

### ■関連する SDGs のゴール

- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール14 海の豊かさを守ろう
- ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



## 基本目標 3 循環型社会の形成

限りある資源を大事にし、資源が循環するまちをつくろう

### ■施策の方向性

これまでの大量消費・大量廃棄型の社会から、限りある資源を大切にし、自然と調和した「循環型社会」への転換を目指し、1996(平成 8)年に宣言した「リサイクル都市・狭山」の基本理念「この地球 資源は有限 未来は無限」のもと、ごみの減量とリサイクルに一層取り組みます。

また、市民・事業者と連携して食品ロスやプラスチックごみの削減を図るとともに、少子高齢化や市民のライフスタイルの変化に合わせた廃棄物の適正処理に努めます。

### ■総合指標

総合指標	現状値 2020 年度	目標値 2031 年度
市民一人 1 日あたりのもやすごみの量	413.3 g/人・日	361.2 g/人・日
再生利用率	33.0 %	36.8 %

## 施策の基本方針(5) 資源の循環・有効活用

### ■現状と課題

家庭系ごみは近年、増加しており、ごみの減量やリサイクルを推進するため、4R(リフューズ:Refuse\*(ごみになるものを断る)、リデュース:Reduce\*(ごみを減量する)、リユース:Reuse\*(不用になったものを再利用する)、リサイクル:Recycle(ごみの分別により再資源化する))の啓発活動や情報提供の充実を図る必要があります。一方で、事業系ごみは減少しており、引き続き搬入検査等のごみの排出状況の把握と必要に応じて適正排出の指導を行い、更なる減量化を図ることが必要です。

また、食品ロスの削減に向けて、啓発活動やフードバンク活動への支援を行うとともに、生ごみ、剪定枝等の有機資源のリサイクルや焼却処理における焼却灰の資源化等をより一層推進し、資源の有効活用を進める必要があります。なお、剪定枝については、バイオマス発電の燃料として活用しています。

また、稲荷山環境センターに小型蒸気発電機を設置し、同センターの電力に利用しています。

## 施策(5)-1 ごみの減量とリサイクルの推進

---

### ■取り組み

#### (5)-1-1 ごみの発生抑制

- 「毎日がノーレジ袋デー」の周知・拡大や生ごみの家庭内処理の支援を行い、家庭で身近なところからはじめるごみの発生抑制を推進します。
- 事業系ごみの減量を図るため、多量排出事業所に対して、廃棄物減量計画書及び実績報告書の提出を求め、排出抑制に対する取り組みを促進するとともに、状況に応じた指導を行います。
- 「もやすごみ」へのプラスチックの混入や生ごみ中の水分量を減らすため、ごみの分別の徹底や水切りの励行を継続して啓発し、「もやすごみ」の減量化を図ります。

#### (5)-1-2 リサイクルの推進

- 家庭から排出されるびん、缶、古紙類、布類の資源物のリサイクルを推進するため、分別の徹底について市民へ啓発します。
- 資源の有効利用を図るため、不用品、再生家具の展示・頒布やボランティア団体によるおもちゃの病院をはじめとする各種イベントを開催します。
- 生ごみリサイクル参加世帯の拡大に向け、生ごみから作られた堆肥の配布による普及啓発を継続するとともに、広報紙等を活用して周知を図ります。
- 市内事業所に対して、事業所古紙共同回収システムに関する PR 活動を継続して行い、参加事業所の増加と収集量の増加を図ります。
- 小型家電からのレアメタル回収を推進するため、市民に対して小型家電回収 BOX の利用を呼びかけるとともに、収集されたもやさないごみからの分別・リサイクルを徹底します。

#### (5)-1-3 4R の普及啓発の充実

- NPO 法人さやま環境市民ネットワークとの協働により、環境学習に関するプログラムを充実させます。
- 環境教育の一環として、小学生を対象としたリサイクルプラザやごみ処理施設の見学受け入れ、環境にやさしい絵画コンクールを継続して行います。
- 県内有数の工業都市である本市は、事業者によるごみの減量や資源化を推進する必要があるため、事業所への啓発活動や事業所立入り検査を継続して実施します。

#### (5)-1-4 ごみの安全な処理

- 収集体制について、効率を高めるための検討を継続して行います。
- 焼却灰を全量資源化するとともに、余熱エネルギーの有効利用にも努め、環境に配慮した処理を行います。

## ■個別指標

個別指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
家庭系ごみ排出量	34,471 t/年	29,964 t/年
事業系ごみ排出量	8,162 t/年	7,397 t/年
集団回収量	2,034 t/年	2,468 t/年

## ■関連する SDGs のゴール

- ゴール2 飢餓をゼロに
- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール14 海の豊かさを守ろう
- ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



## 施策(5)-2 食品ロスの削減

### ■取り組み

#### (5)-2-1 食品ロス削減の推進

- 未利用食品や食べ残しによる食品ロスを削減するため、「30・10(さんまるいちまる)運動\*」を推進します。また、食品関連事業者(食料品販売業者・飲食店)に対し、小盛りの設定や食材使い切りレシピの検討等の取り組みを促進します。
- 埼玉県と協力し、「食べきり SaiTaMa 大作戦」や「彩の国エコぐるめ事業」を発信します。
- イベントにおいて食品ロスが発生しないよう、NPO や自治会と協力して呼びかけを行います。

## ■関連する SDGs のゴール

- ゴール2 飢餓をゼロに
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



## 施策の基本方針(6) ごみの適正処理

### ■現状と課題

不法投棄物の撤去重量は減少傾向にあります。一方、粗大ごみや処理困難物の撤去重量はここ数年、横ばいで推移しており、不法投棄の防止に向けた意識啓発や早期撤去等を継続して行う必要があります。

廃棄物の収集から中間処理、最終処分に至るまで、廃棄物を安全に効率よく適正に処理するため、収集体制の効率化や処理施設の老朽化対策と安全稼働を徹底するとともに、跡地の有効活用を推進する必要があります。

災害時に廃棄物を適正かつ円滑に処理するために、「狭山市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理体制の強化及び実効性の向上を推進する必要があります。

### 施策(6)-1 適正処理の推進

#### ■取り組み

##### (6)-1-1 不法投棄対策

- 不法投棄されやすい場所を中心に不法投棄未然防止のためのパトロールの実施や看板の設置を行います。また、市民・事業者に対して、不法投棄防止の普及啓発を行います。

##### (6)-1-2 適正処理の監視・指導

- さらなるごみの減量化やごみ処理にかかる負担を公平なものとするため、家庭ごみの有料化について近隣市の状況を注視し、研究を継続します。
- 埼玉県と協力し、廃棄物焼却施設への立ち入り検査や不適切焼却に対するパトロールを行い、不適切な処理が行われていた場合は、再発防止のための指導を行います。

#### ■個別指標

個別指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
不法投棄パトロール(職員による)実施回数	17回	18回
不法投棄物撤去重量	9 t	6 t

## ■関連する SDGs のゴール

- ゴール7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール14 海の豊かさを守ろう
- ゴール15 陸の豊かさも守ろう
- ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



## 施策(6)-2 災害廃棄物の処理体制の充実

### ■取り組み

#### (6)-2-1 処理体制の充実

- 「狭山市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に発生する廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うため、国、県、周辺自治体、関係団体との連携体制の強化、人材の育成を行います。
- 平常時より研修・訓練を通じて「災害廃棄物処理計画」の実効性の向上を図り、迅速な復旧に努めます。
- 災害応急時においても、災害廃棄物の適切な処理・再利用の方法を選択できるよう、災害廃棄物処理事例に関する情報収集を行います。また、市民に対する広報や災害時の相談窓口設置による情報提供を行い、災害廃棄物処理への理解促進を図ります。

## ■関連する SDGs のゴール

- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール14 海の豊かさを守ろう
- ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



## 基本目標 4 住みよいまちづくり

きれいな空気と水と土壌が保たれた、安全・安心で快適に暮らせるまちをつくろう

### ■施策の方向性

工場や事業場において水質汚濁や大気汚染等に関する法令が遵守されるとともに、都市・生活型公害や有害化学物質へ適切な対応を実施し、市民が安全で安心して健康に暮らせるよう、環境負荷の少ない住みよいまちづくりを進めます。

また、生活環境や市内の景観が良好に保たれ、快適に暮らせる環境を目指し、市民一人一人が主体的に環境の美化に取り組むよう意識の向上を図ります。

### ■総合指標

総合指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
空気のきれいさ満足度 <sup>※1</sup>	55.3 %	64.0 %
川のきれいさ満足度 <sup>※1</sup>	34.2 %	50.0 %
まちの静けさ満足度 <sup>※1</sup>	50.0 %	62.0 %
まちの清潔さ満足度 <sup>※1</sup>	47.0 %	51.0 %

※1 市民アンケートにより把握します。

## 施策の基本方針(7) 安全・快適な生活環境の形成

### ■現状と課題

環境悪化を未然に防止し、生活環境を保全するためには、継続的な調査に基づき実態を把握し、工場や事業場に対して規制基準の遵守徹底を指導するとともに、一般家庭に対して生活排水処理の適正化を指導することが必要です。また、公害苦情に対して適切に対応するとともに、環境調査結果について情報提供に努めていく必要があります。

アダプトプログラムに基づいて道路や水辺の環境美化活動に取り組む団体、事業者の支援を行い、市民・事業者の活動を促進しています。ごみのない快適な生活環境を保全するため、継続して各種啓発活動と美化活動を行うことが必要です。

## 施策(7)-1 公害防止対策の推進

---

### ■取り組み

#### (7)-1-1 必要な規制・指導の強化

- 工場・事業場の事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁を防止するため、埼玉県と連携し、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例による規制対象の事業場に立入検査を実施し、排水基準に適合するよう指導・監督を行います。
- 規制対象外の事業場に対しても、必要に応じ、立入検査を実施し、環境負荷の高い物質の発生・排出防止を促進します。
- 工場・事業場に対する苦情については、状況を把握し、関係法令に基づき適切に対応します。
- 生活排水による河川、水路への汚濁負荷を減らすため、生活排水の適正な処理方法の周知や、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 入間川及び不老川において定期的な水質測定により経年変化を把握し、測定結果を公表します。
- 地下水汚染については、定期的な地下水調査により有害物質の地下水汚染状況を把握し、原因の究明及び原因者に対する指導を行います。
- 航空機騒音については、国や埼玉県が行う入間基地周辺の常時監視測定を補完することで実態把握し、狭山市基地対策協議会に調査結果を報告します。
- 全国基地協議会、防衛施設周辺整備全国協議会、埼玉県基地対策協議会、狭山市基地対策協議会とともに、時間外飛行の削減、住宅防音工事の推進について、国への要望活動を継続します。

#### (7)-1-2 環境汚染の実態の把握・公表

- 市独自に、大気、河川水、地下水、土壌についての環境調査を継続的に行うことで環境汚染の実態を把握し、調査結果を公表します。

#### (7)-1-3 自動車公害の抑制

- 道路の整備については、自動車の排出ガスによる大気汚染の軽減のため、道路の緑化に努めます。また、自動車交通に伴う騒音・振動については、道路交通騒音調査を定期的実施し、環境基準\*未達成の路線について道路管理者に改善を要請します。

#### (7)-1-4 モラルの向上

- 生活騒音及び深夜営業騒音に関する苦情については、当事者から聞き取り調査を行い、状況把握に努め、法令に基づき適切に指導します。



### (7)-1-5 有害化学物質の監視・指導の強化

- ダイオキシン類\*については、不適正焼却に対するパトロールを行い、不適切な処理が行われていた場合には、規制基準の遵守指導を行い、発生源対策に努めます。また、その他の有害化学物質や放射性物質については、情報を収集するとともに市民への情報提供を行います。

#### ■個別指標

個別指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
大気環境に係る環境基準達成状況	66.6 %	100 %
大気汚染に係る環境基準達成状況(沿道環境)	100 %	100 %
水質汚濁に係る環境基準達成状況	85.7 %	100 %
特定事業場・工場排水の規制基準の達成率	87.2 %	100 %
水洗化率	98.8 %	100 %
生活排水処理率	97.1 %	98.1 %
自動車騒音に係る環境基準適合状況	68.6 %	100 %
公害苦情相談件数	130件	減少

#### ■関連する SDGs のゴール

- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール6 安全な水とトイレを世界中に
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール14 海の豊かさを守ろう
- ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



## 施策(7)-2 快適なまちづくりの推進

### ■取り組み

#### (7)-2-1 まちの美化に関する普及啓発

- たばこの吸い殻や空き缶の投げ捨て、犬のふん放置防止の啓発を行い、清潔できれいなまちづくりを推進します。
- ごみの散乱のないきれいなまちになるよう、様々な機会において各種キャンペーンを実施し、環境美化に対する市民意識やモラルの向上を図ります。
- 河川の浄化意識の高揚を図るため、市民と協働で清掃活動を行うクリーン作戦を実施するとともに、まち美化プログラムである「アダプトプログラム」への参加団体の拡充により、市民や事業所が主体となる美化活動を促進します。
- 自治会や団体と協力・連携して河川環境美化活動を行い、環境に関する意識の向上を図ります。

### ■個別指標

個別指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
アダプトプログラムの参加団体数	40 団体	43 団体

### ■関連する SDGs のゴール

- ゴール6 安全な水とトイレを世界中に
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール14 海の豊かさを守ろう
- ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



## 基本目標 5 環境保全への主体的参加

環境について学び、毎日の生活の中から環境保全に取り組む市民になろう  
狭山の環境について知り、伝えていく、環境情報の交流が盛んなまちをつくろう

### ■施策の方向性

市民一人一人が日々の暮らしのなかで環境負荷の低減に努め、自ら積極的に環境に配慮して行動できるよう、子どもから高齢者まで生涯にわたって環境について学ぶ機会を提供するとともに、環境学習を担う人材の育成を進めます。

市内で活動している団体の実績と豊富な人材、企業の技術力等を活用しながら、市民一人一人の環境保全への関心が一層高まるよう意識啓発するとともに、協働による環境保全活動が活発に行われるよう、市民・事業者及び市の環境情報の共有と情報交流を行うネットワークの強化を図ります。

### ■総合指標

総合指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
環境について学ぶ機会への満足度 <sup>※1</sup>	12.3 %	30.0 %
環境情報に関する満足度 <sup>※1</sup>	17.4 %	50.0 %

※1 市民アンケートにより把握します。

## 施策の基本方針(8) 環境学習の推進と環境保全活動の実践

### ■現状と課題

市民一人一人が環境に配慮して行動できるよう、学校での環境教育や地域での環境学習を推進するとともに、環境情報の充実に努めていくことが必要です。リサイクルプラザの利用者は減少傾向にあり、効果的な情報発信及び有効活用の方法を検討していく必要があります。新しい生活様式を踏まえた参加方式への変更など、より多くの市民が参加できるようなイベントの実施方法を検討するとともに、環境学習や環境保全活動への関心が低い市民に対しても意識の醸成を図るため、魅力的なイベントを実施する必要があります。

環境団体をはじめ、多方面にわたる協働のネットワークを構築し、課題に対して多面的に取り組んでいく必要があります。また、「埼玉県西部地域まちづくり協議会」で協働し、広域的に環境課題に取り組むことが求められます。

## 施策(8)-1 環境学習の推進

### ■取り組み

#### (8)-1-1 学校における環境教育の推進

- 小中学校の理科や社会科における環境教育を一層推進します。また、小学校ではビオトープ\*を活用するほか、学校周辺の樹林地や水辺といった自然を活用した環境教育を充実させます。
- 年間計画の改善と充実を図るとともに、委員会活動や遠足・宿泊学習等の特別活動及び道徳や総合的な学習の時間における環境教育を一層推進します。
- 地域の自然環境に触れながら行うフィールドワークや調べ学習を推進し、主体的に行動できる実践的な態度や資質、能力の育成を図ります。

#### (8)-1-2 地域ぐるみの環境学習の推進

- 地域の環境課題をテーマにした講座や環境にやさしいライフスタイル講座等の各種環境学習講座や自然体験学習講座を開催し、各地区の独自性を活かした学習の機会を確保するとともに、市民の自主的な環境学習を促進します。
- 新たなフィールドの活用や地元企業との連携を行います。また、次世代のリーダーを育成するため、研修会の情報を提供します。

#### (8)-1-3 環境学習の場の提供

- 自然の仕組みを体験的に学べる場として、公園や市民緑地において必要な施設や設備を整備し、引き続き市民緑地やふれあい緑地を借り上げ、施設の開放を行います。
- 環境学習の場として公民館を活用し、各地区の環境課題の解決を目指します。また、環境学習・公開講座の開催を推進するため、小中学校、高校、大学と連携を強めます。

### ■個別指標

個別指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
環境関連講座参加者数※	(2019年度) 1,260人	1,300人

※ 2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年より少数となったため、2019(令和元)年度の実績を現状値としています。

### ■関連するSDGsのゴール

- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール14 海の豊かさを守ろう
- ゴール15 陸の豊かさを守ろう
- ゴール17 パートナリシップで目標を達成しよう



## 施策(8)-2 多様な主体の協働

---

### ■取り組み

#### (8)-2-1 環境保全活動の推進

- クリーン作戦をはじめとする環境保全活動イベントを開催し、市民の環境保全活動への参加機会を提供します。
- 地域の自然や環境資源について考えるきっかけづくりのため、団体が実施する環境イベントを支援し、環境意識の高揚を図ります。
- 公園や水路、調整池は、自治会と連携して維持管理を行うとともに、地域住民の協力による保全活動を推進します。

#### (8)-2-2 多角的支援

- 環境保全を目的に定期的な活動を行っている団体に対し、必要な情報提供や後援を行います。
- 生涯学習ボランティア制度を拡充するとともに、ボランティア名簿の発行やさやマルシェを活用して情報を広く発信し、ボランティア講師の利用を促進します。
- 自主的な環境保全活動を支援するため、環境保全創造基金を効果的に活用します。
- 市内に新規立地や増設を行った事業所の環境への負荷軽減に資する施設設置費用の一部を補助する「環境保全施設設置助成金」を交付します。

#### (8)-2-3 パートナーシップの仕組みづくり

- 市民・団体・事業者が個々の独自性と自由な活動を維持しつつ、情報交換や人的交流による相互啓発を図るため、各主体のパートナーシップの形成及び協働による環境保全を推進します。
- 各種環境関連情報を発信し、団体や事業者の自主的活動を支援します。

#### (8)-2-4 地域力の向上

- これからの環境まちづくりには、市民自らが、自律的に地域問題を解決し、地域の価値を創り出していくことが重要です。地域特性を活かした講座・イベントを開催し、地元環境資源に関する認識を深めるとともに、地域に愛着を持ち、地域の問題に対して自ら行動できる市民となるきっかけをつくり、地域力の向上を図ります。

#### (8)-2-5 広域連携

- これまで、「埼玉県西部地域まちづくり協議会(ダイアプラン)」を構成する所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の5市連携により、環境マネジメントシステム\*を効果的に活用してきました。今後も、協働監査や歩きたばこポイ捨て防止キャンペーンの共同開催を実施します。また、ダイア環境部会において意見交換を行い、各市の環境課題の解決に向けた取り組みを推進します。
- 広域的な問題に対しては、行政間の連携だけでなく、市民・事業者においても連携を図り、解決への取り組みを効果的に進めます。

### (8)-2-6 環境情報・啓発の場の整備

- 市民が環境情報の受発信や人的交流のできる情報交流の場として、展示や学習会、環境団体交流会を継続的に実施します。
- 図書館において、環境関連図書をさらに充実させ、展示を行います。
- 市庁舎や公民館において啓発展示を行います。

### (8)-2-7 イベント等の開催

- ごみの減量とリサイクルに関する市民意識の醸成を図るため、リサイクルプラザにおいて各種講座・イベントを開催します。
- 夏と冬の年2回実施している「エコライフ DAY さやま」を継続します。

## ■個別指標

個別指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
環境保全活動イベントの開催件数※	(2019年度) 40件	50件
環境保全創造基金活用額(累計)	287.3百万円	390百万円
環境保全活動に係る市民との協働事業件数※	(2019年度) 16件	25件
リサイクルプラザ来訪者数※	(2019年度) 20,174人	30,000人

※ 2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年より少数となったため、2019(令和元)年度の実績を現状値としています。

## ■関連するSDGsのゴール

- ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



## 施策の基本方針(9) 環境情報の整備

### ■現状と課題

市民・事業者が必要な環境情報を入手し、多様な主体の協働による取り組みを推進するために、情報共有が行えるよう、環境情報の整備、情報交流の場の整備が必要です。また、毎年度、環境レポートを発行し、各種環境調査結果や環境施策の進捗状況を公表しています。

環境レポートやホームページにより環境情報を公表するとともに、SNSをはじめとする幅広い世代に効果的なプラットフォームで情報発信を行っていきます。

### 施策(9)-1 正しい環境情報の収集と提供

#### ■取り組み

##### (9)-1-1 環境評価と情報発信

- 本市が実施する大気、水質、騒音等の環境測定データを定期的に公表します。また、埼玉県の調査結果についても、必要に応じて情報提供します。
- 市民の実感を反映した大気や水質等の環境に対する満足度や、生活の実態を反映したごみ減量や公共交通の利用量等の環境評価指標により取り組みを推進します。また、本市の環境に関する年次報告書「環境レポート」を発行し、本計画に基づく、施策の進捗状況を公表します。
- 掲示板への環境イベント情報や啓発情報の掲示、「広報さやま」への環境情報の掲載、ホームページを中心とした情報発信の充実、新しい情報発信ツールの活用を行い、各情報媒体を活用して、目的や対象にあわせた効果的な手段による情報発信に努めます。

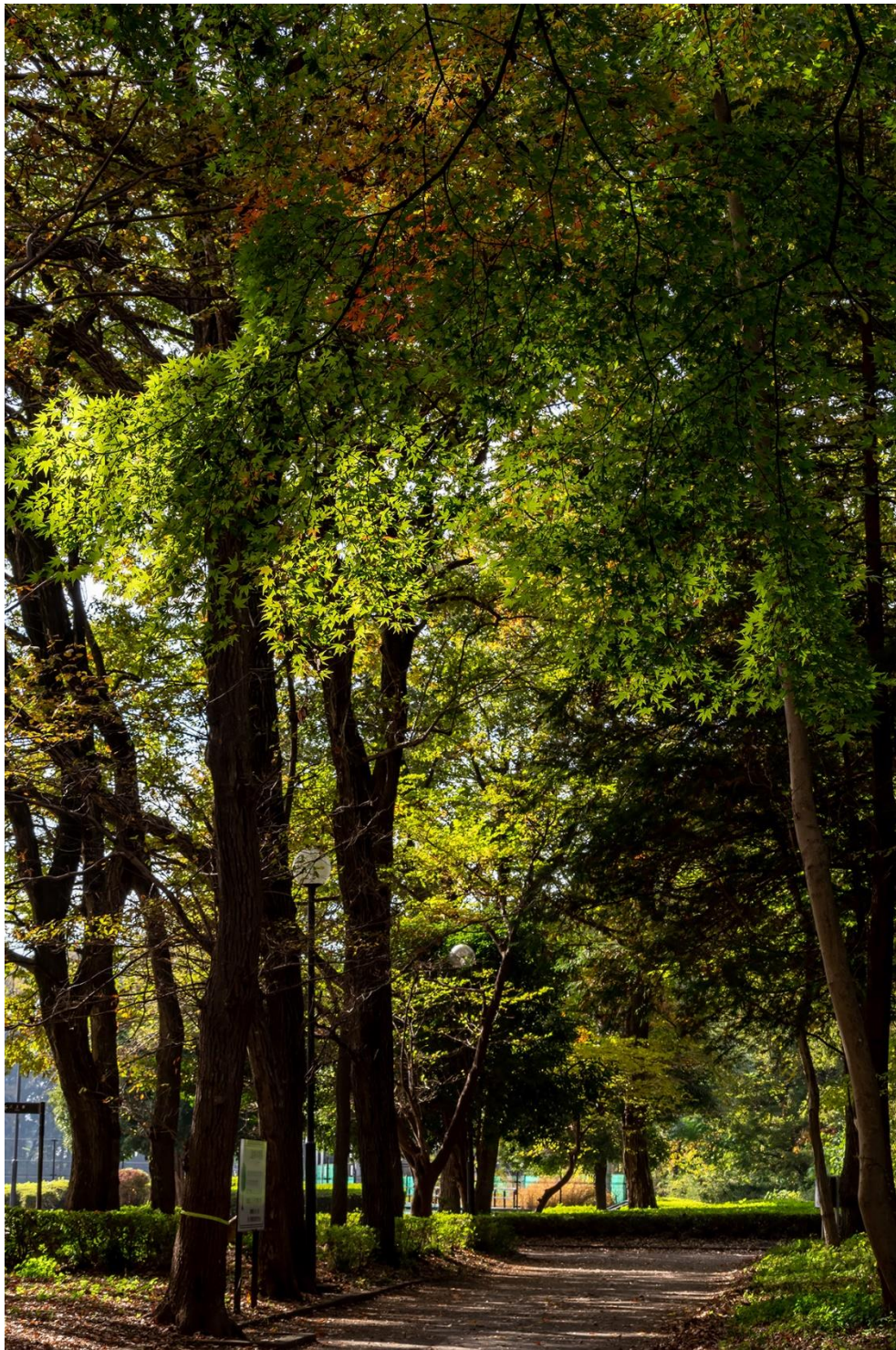
#### ■個別指標

個別指標	現状値 2020年度	目標値 2031年度
環境関連ホームページ閲覧件数	506,792件	600,000件

#### ■関連するSDGsのゴール

- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール14 海の豊かさを守ろう
- ゴール15 陸の豊かさを守ろう
- ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう





木漏れ日の並木道（撮影場所：智光山公園）